

寝屋川市屋外広告物条例による 屋外広告物のてびき



平成27年4月

平成30年3月変更

寝屋川市

目次

1	屋外広告物の規制の必要性	1
2	屋外広告物とは	2
3	設置のルール	3
4	禁止物件（掲出・設置できない物件）	4
5	禁止地域（掲出・設置できない場所）	5
6	許可区域（許可が必要な場所）	6
7	許可基準	7
8	表示制限物件（電柱等を利用する広告物）	14
9	許可申請手続き	15
10	事前協議書類	16
11	許可申請書類	17
12	許可申請手数料	18
13	その他関係法令	19
14	規制を受けない広告物（適用除外）	20
15	公共施設等への屋外広告物の掲出	22
16	屋外広告業の登録	24
17	その他の注意事項	25
18	窓口一覧	26

1 屋外広告物の規制の必要性

看板、広告塔やネオンサインなどの屋外広告物は、ある面では情報の受け手にとって有益であり、まちを活気づけるものです。

しかし、無秩序に放置されると、屋外広告物が氾濫し、まちの美観や自然の風致を損なうことになるため、周囲の景観と調和した広告物の掲出が要請されることとなります。特に平成16年の「景観法」成立後は、美しいまちなみと良好な景観に対する国民の関心が非常に高まっています。

また、屋外広告物はその設置や管理が適正に行われないと、台風などの強風や地震などによって、通行人に危害を及ぼすことにもなりかねません。

さらに、屋外広告物そのものに対する規制とあわせて、屋外広告物の表示活動の大半を担う屋外広告業者に対する指導・育成も、安全で景観に調和した広告物を掲出する上で、不可欠になってきています。

寝屋川市では、このような趣旨から次の法令等により規制・指導を行っています。

- 屋外広告物法（昭和24年6月3日制定）
- 大阪府屋外広告物条例（昭和24年8月29日制定）
- 大阪府屋外広告物条例施行規則（昭和49年3月31日制定）
- 寝屋川市屋外広告物条例
（平成26年12月17日制定・平成27年4月1日施行）
- 寝屋川市屋外広告物条例施行規則
（平成27年1月23日制定・同年4月1日施行）
- 寝屋川市屋外広告物条例に基づく許可区域、禁止区域並びに表示の方法の制限に係る区域及び広告物又は掲出物件の指定
（平成27年1月23日制定・同年4月1日施行）

ご注意

寝屋川市屋外広告物条例は、寝屋川市の区域で適用されます。
他の行政庁の区域では、寝屋川市と異なる基準で屋外広告物を規制していますので、ご注意ください。

2 屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示、設置される看板、立看板、貼り紙、広告塔、広告板、広告幕などの広告物をいいます。

このなかには商業広告など営利目的のものはもちろん、個人の名前や事務所・営業所名の表示、各種の行事、催物、集会等の案内など公衆に宣伝、広報するものも含まれます。

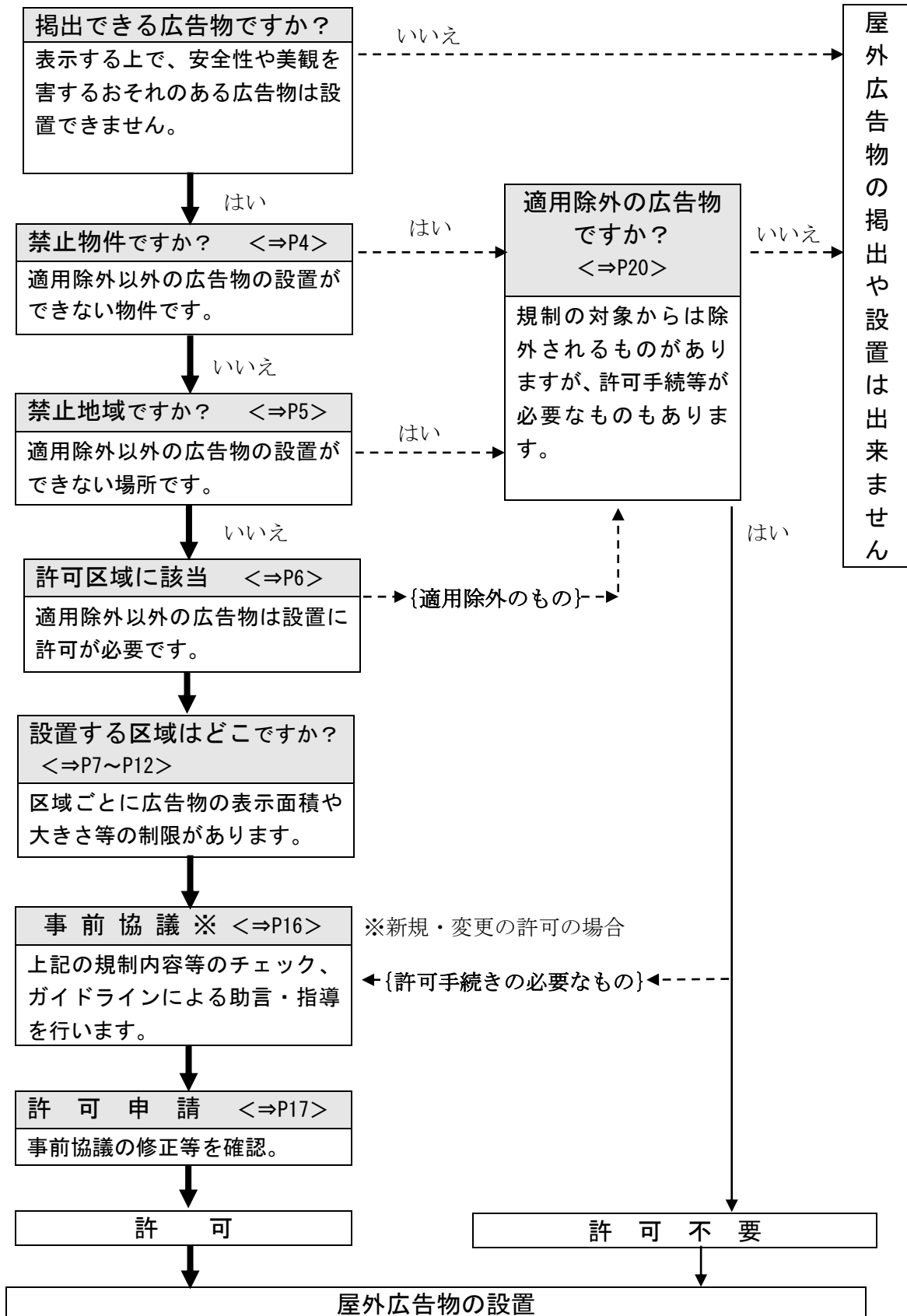
ただし、次のようなものは屋外広告物に該当しません。

- ① 街頭で配布されるチラシなどの定着性のないもの
- ② 建築物や自動車の窓ガラス等の内側から貼られたもの
- ③ 駅、工場、野球場内等で、その構内に入る特定の人を対象とするもの
- ④ 単に光を発するもの（サーチライトなど）



3 設置のルール

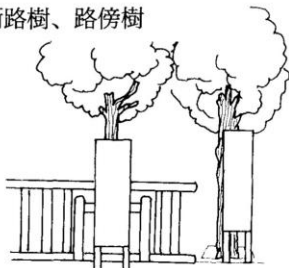
屋外広告物を適法に設置するためには、次の事項を確認の上、設置してください。



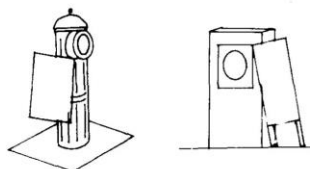
4 禁止物件（屋外広告物を掲出・設置できない物件）

次の物件には、広告物の掲出ができません。（適用除外広告物<P20>を除く。）

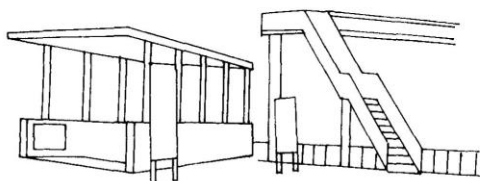
① 街路樹、路傍樹



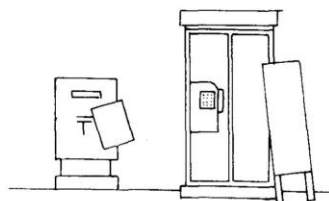
⑥ 消火栓、火災報知器



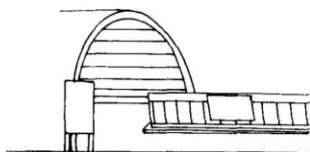
② 橋りょう、地下道の上屋



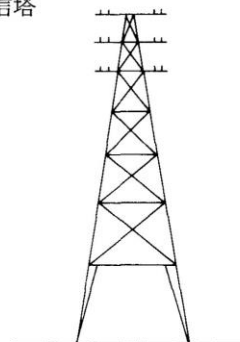
⑦ 郵便ポスト、電話ボックス



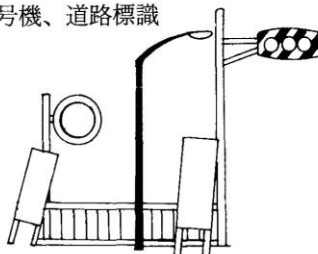
③ トンネル、高架構造物、道路の分離帯、
道路・鉄道の擁壁



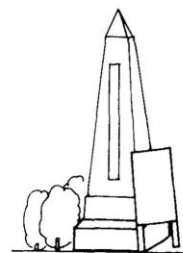
⑧ 送電塔、送受信塔



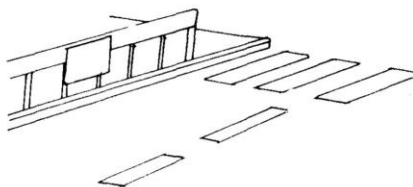
④ 街灯、信号機、道路標識



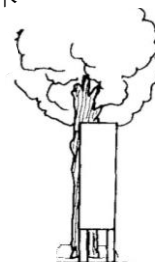
⑨ 形像、記念碑



⑤ 道路上の柵、駒止め



⑩ 景観重要樹木



5 禁止地域(屋外広告物を掲出・設置できない場所)

禁止地域とは、良好な景観を形成し、または風致を維持することが特に強く要請される地域で、広告物を掲出することができません。(適用除外広告物<P19>を除く。)

- ① 都市計画法の規定による第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、生産緑地地区
- ② 都市計画法の規定による第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区のうち市長が指定する地域又は場所
- ③ 寝屋川市景観条例に規定する景観重点地区のうち市長が指定する地域又は場所
- ④ 文化財保護法の規定による以下の地域等
 - (1) 重要文化財(建造物に限る)に指定された敷地
 - (2) (1)の周辺の地域で市長が指定するもの
 - (3) 史跡・名勝・天然記念物に指定または仮指定された地域
(高宮廃寺跡、神田天満宮のくすのき、春日神社のしいの社叢)
- ⑤ 大阪府文化財保護条例の規定による以下の地域等
 - (1) 大阪府指定有形文化財(建造物に限る)の敷地
 - (2) (1)の周辺の地域で市長が指定するもの
 - (3) 大阪府指定史跡、大阪府指定名勝、大阪府指定天然記念物に指定された地域
- ⑥ 寝屋川市文化財保護条例の規定による地域等
 - (1) 寝屋川市指定有形文化財(建造物に限る)の敷地
 - (2) (1)の周辺の地域で市長が指定するもの
 - (3) 寝屋川市指定史跡、寝屋川市指定名勝、寝屋川市指定天然記念物に指定された地域
- ⑦ 森林法の規定により保安林として指定された森林のある地域で市長が指定する地域
- ⑧ 道路、鉄道又は軌道及びこれらに接続する地域で市長が指定するもの
- ⑨ 古墳、墓地
(石宝殿古墳、寝屋古墳、太秦高塚古墳、伝・秦河勝の墓)
- ⑩ (1) 官公署、学校、図書館、博物館、音楽堂、公会堂、体育館、記念塔の敷地
 - (2) (1)の周辺の地域で市長が指定するもの

6 許可区域(屋外広告物の掲出・設置に許可が必要な場所)

市域全域が許可区域になります。(禁止地域を除く。)

① **重点制限区域**

都市計画法の規定による第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域(※禁止地域を除く。)

② **制限緩和区域**

都市計画法の規制による商業地域及び近隣商業地域(※禁止地域及び指定区域を除く。)

③ **一般制限区域**

禁止地域、指定区域、重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域

④ **指定区域**

市内4駅周辺の区域(指定区域図参照P9~P10)

※指定区域内及び指定区域に面する土地又は建築物に表示・掲出する屋外広告物については、各指定区域の制限がかかります。

7 許可基準

1. 重点制限区域（第一種・第二種中高層住居専用地域 ※禁止地域を除く。）

広告物の形式・大きさ等		自家用広告物	自家用以外の広告物
屋上広告物	縦	建物の高さの1/3以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
	表示面積の合計	壁面の面積の1/5以内	
壁面広告物	縦	建物の高さの1/3以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
	表示面積の合計	壁面の面積の1/5以内	
突出広告物	上端の高さ	取付壁面の高さ以下	同左
	突出幅	取付壁面から1m以内	
	道路への突出し	不可	
	掲出個数	原則、1壁面につき1個	
独立広告物	上端の高さ	地上から10m以内	地上から5m以内
	表示面積の合計	20㎡以内	10㎡以内
工作物等（塀及び柵）に設置するもの	縦	高さの1/2以内	同左
	表示面積の合計	見附面積の1/10以内	同左

※上記の他、共通基準があります(P13)。

2. 制限緩和区域（近隣商業地域、商業地域 ※禁止地域及び指定区域を除く。）

広告物の形式・大きさ等		自家用広告物	自家用以外の広告物
屋上広告物	縦	建物の高さの2/3以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
壁面広告物	縦	建物の高さの範囲内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
突出広告物	上端の高さ	取付壁面の高さ以下	同左
	突出幅	取付壁面から1.5m以内	
	道路への突出し	1m以内	
独立広告物	上端の高さ	地上から15m以内	同左
工作物等（塀及び柵）に設置するもの	縦	高さの範囲内	同左

※上記の他、共通基準があります(P13)。

3. 一般制限区域（禁止地域、指定区域、重点制限区域、制限緩和区域を除く区域）

広告物の形式・大きさ等		自家用広告物	自家用以外の広告物
屋上広告物	縦	建物の高さの 1/3 以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
壁面広告物	縦	建物の高さの 2/3 以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
突出広告物	上端の高さ	取付壁面の高さ以下	同左
	突出幅	取付壁面から 1m以内	
	道路への突出し	1m以内	
独立広告物	上端の高さ	地上から 15m以内	地上から 5m以内
	表示面積の合計	40 m ² 以内	20 m ² 以内
工作物等 （塀及び 柵）に設置 するもの	縦	高さの 1/2 以内	同左

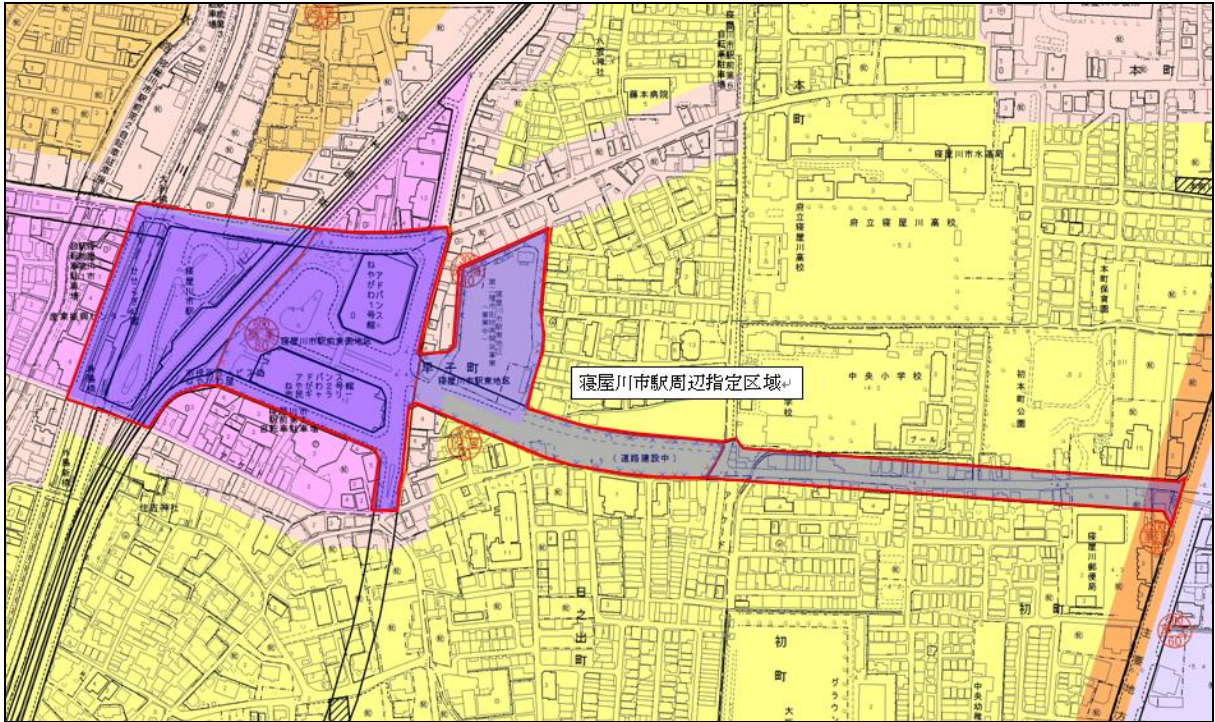
※上記の他、共通基準があります (P13)。

4. 指定区域

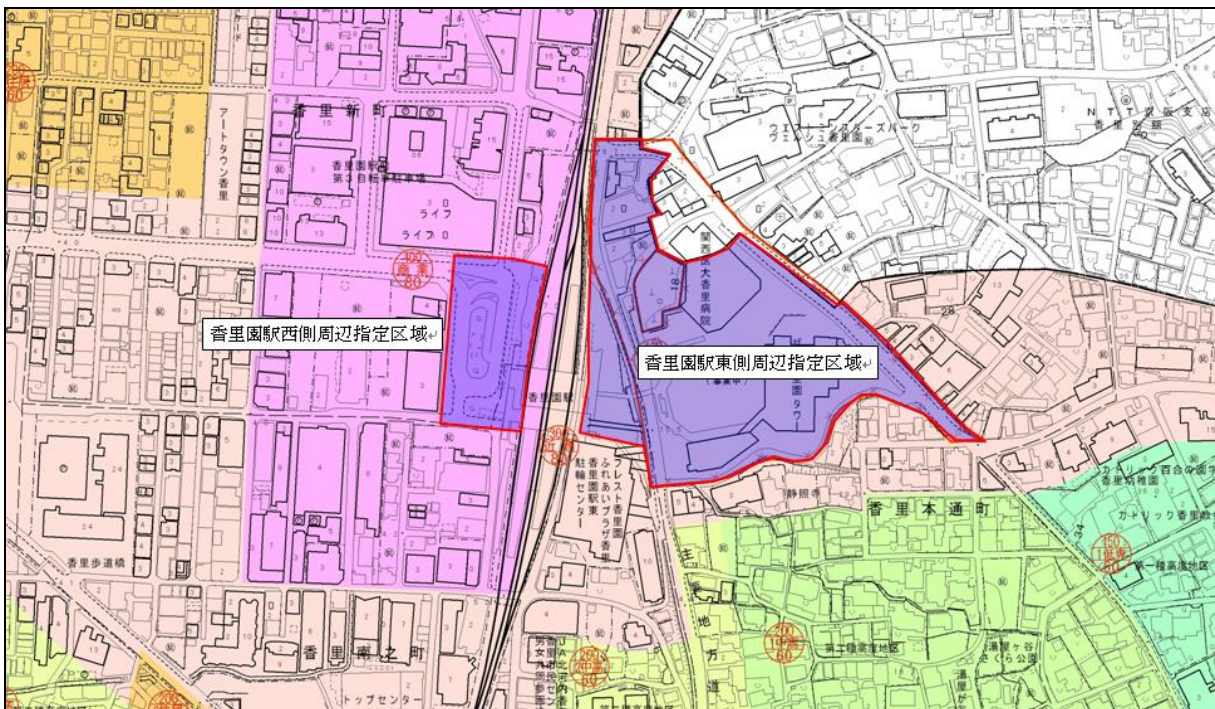
○市内4駅周辺指定区域図

※指定区域内及び指定区域に面する土地又は建築物に表示・掲出する屋外広告物については、各指定区域の制限がかかります。

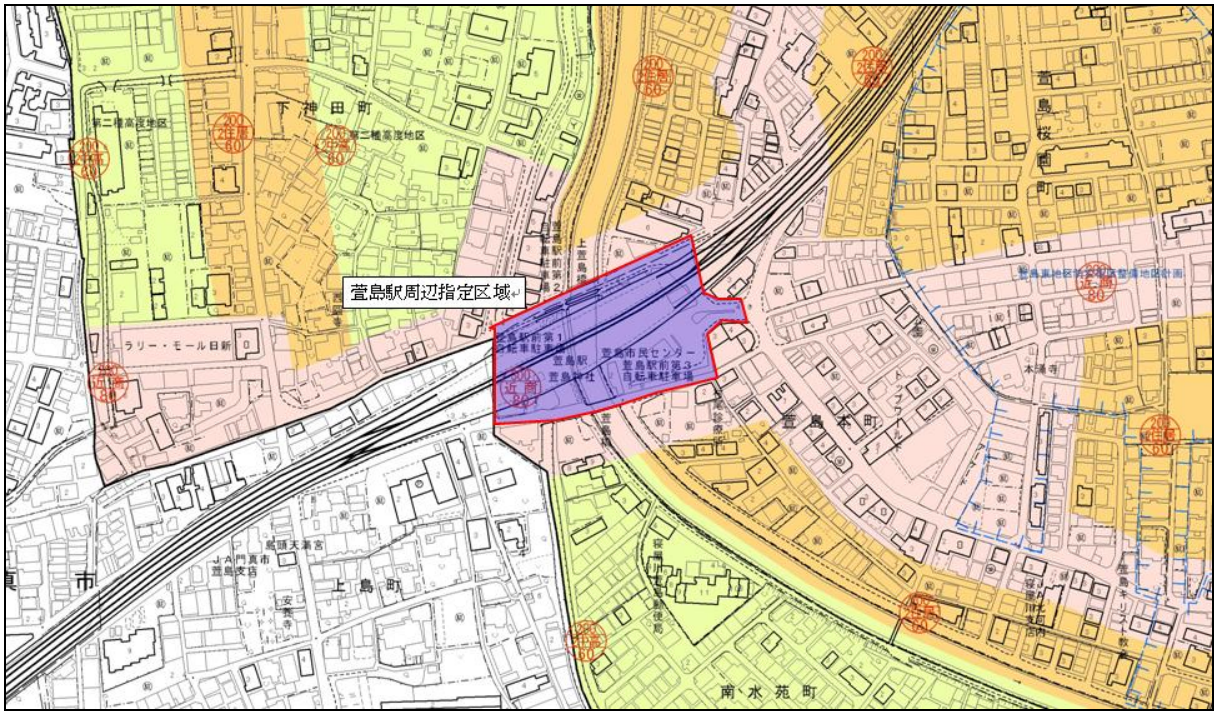
(1) 寝屋川市駅周辺指定区域



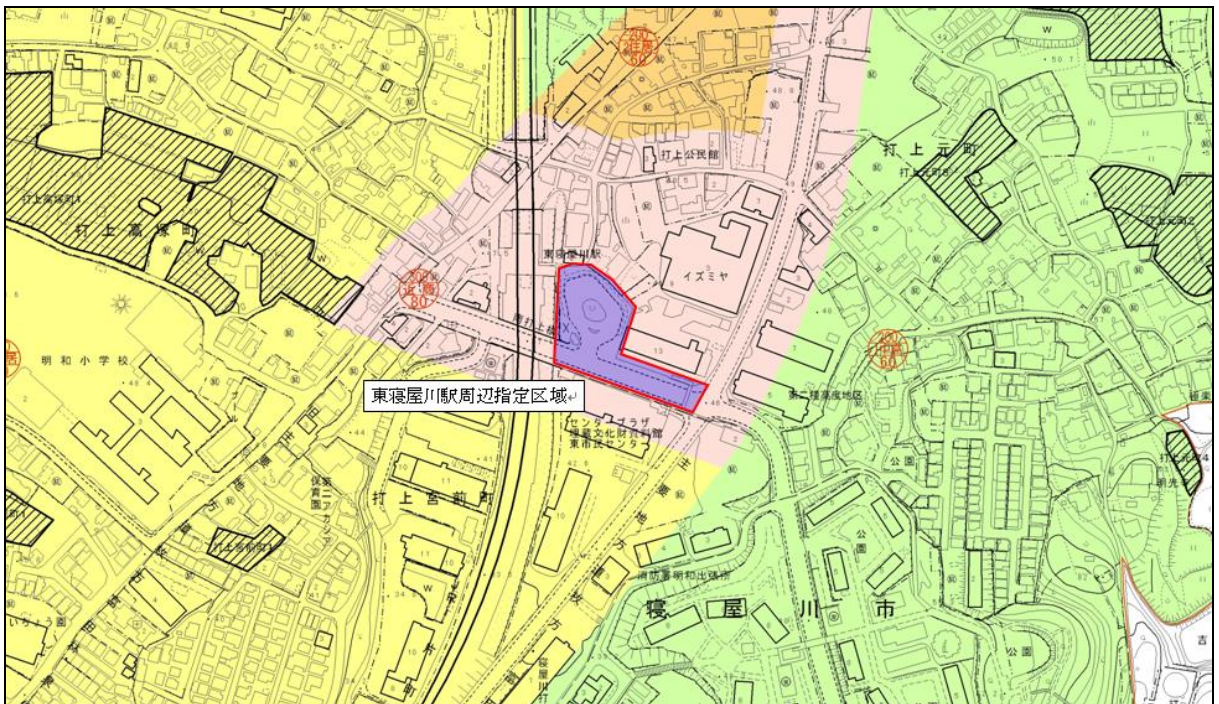
(2) 香里園駅西側及び東側周辺指定区域



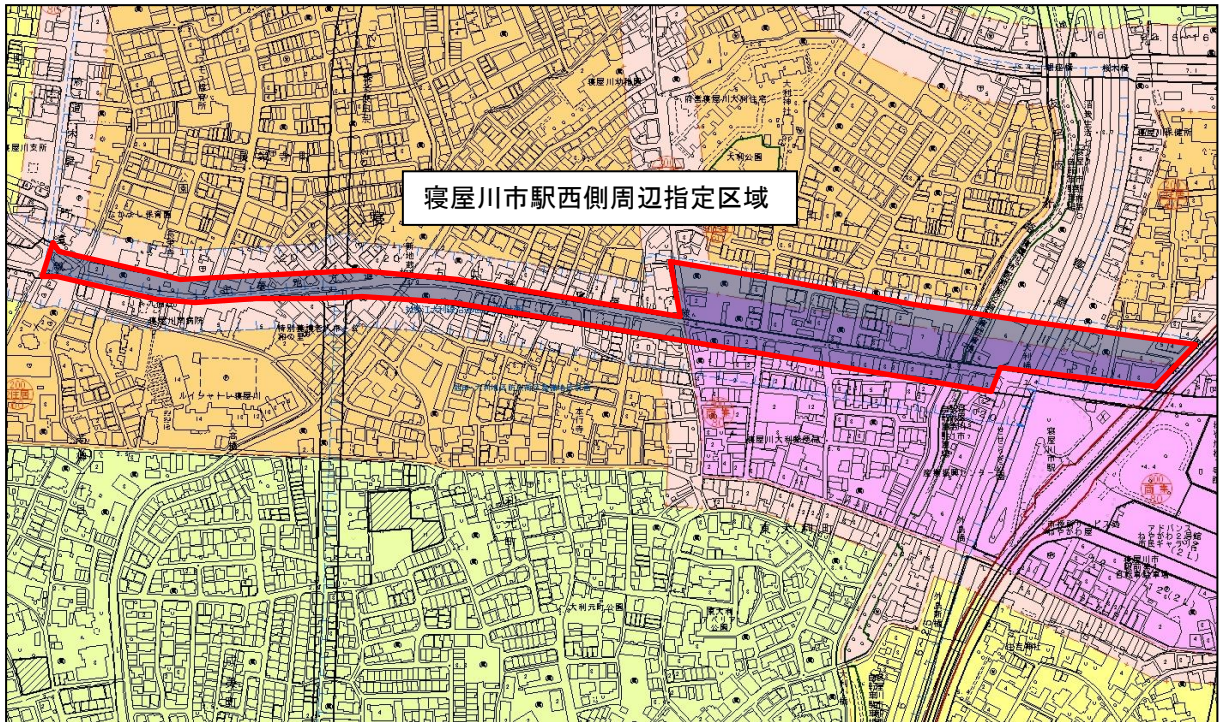
(3) 萱島駅周辺指定区域



(4) 東寝屋川駅周辺指定区域



(5)寝屋川市駅西側周辺指定区域



※指定区域内及び指定区域に面する土地又は建築物に表示・掲出する屋外広告物については、各指定区域の制限がかかります。

○指定区域許可基準

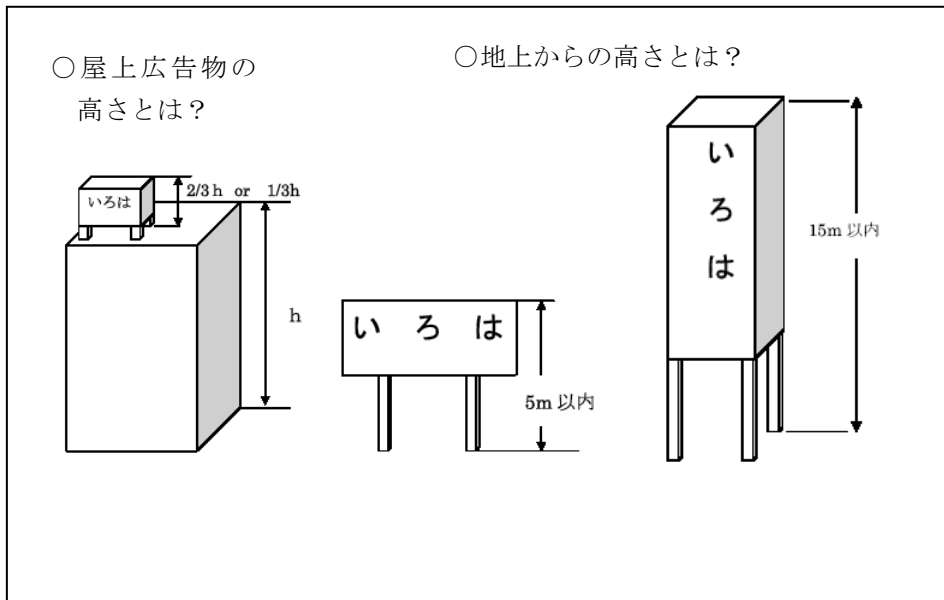
区分 広告物の 形式・大きさ等		寝屋川 市駅周 辺指定 区域	寝屋川市 駅西側周 辺指定区 域	香里園 駅西側 周辺指 定区域	香里園 駅東側 周辺指 定区域	萱島駅 周辺指 定区域	東寝屋 川駅周 辺指定 区域
		屋上広告物	縦	建築物の高さの1/3以内			建築物の高さの1/5以内
横	建築物の幅の範囲内			建築物の幅の範囲内			
表示面積 の合計	壁面の面積の1/5以内			壁面の面積の1/5以内			
掲出個数	原則、1建築物につき1個						
壁面広告物	縦	建築物の高さの1/3以内			建築物の高さの1/5以内		
	横	建築物の幅の範囲内			建築物の幅の範囲内		
	表示面積 の合計	壁面の面積の1/5以内			壁面の面積の1/5以内		
突出広告物	上端の高 さ	取付壁面の高さ以下			取付壁面の高さ以下		
	突出幅	取付壁面から1m以内			取付壁面から1m以内		
	道路への 突出し	—			不可		
	掲出個数	原則、1壁面につき2個以内			原則、1壁面につき1個 以内		
独立広告物 ※自家用	上端の高 さ	地上から最上端までの距離は、10メートル以内					
	表示面積 の合計	表示面積の合計は、20平方メートル以内					
※上欄以外	上端の高 さ	地上から最上端までの距離は、5メートル以内					
	表示面積 の合計	表示面積の合計は、10平方メートル以内					
工作物等(塀 及び柵)に設 置するもの	縦	工作物等の高さの2分の1以内					
	表示面積 の合計	表示される工作物等の見附面積の10分の1以内					
色彩基準 (規制対象 色)	彩度	赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)：6超 その他：4超					
	明度	3未満					
※自然素材 の色彩は除 く。	使用面積	上記対象色の使用面積の合 計：30/100以内			上記対象色の使用面積の 合計：20/100以内		

※上記の他、共通基準があります(⇒P13)。

5. その他の共通基準等

- ① 蛍光、発光、反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと。
- ② 壁面広告物については、開口部を塞ぐ形態のもの又は開口部の前面に設けられるものでないこと。
- ③ 重点制限区域内にあっては、光源が露出し、若しくは点滅するもの又は映像装置若しくはこれに類するものを使用しないこと。

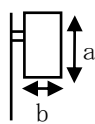
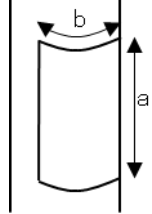
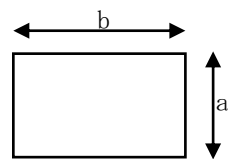
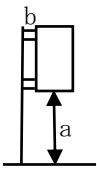
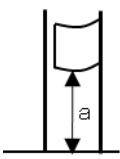
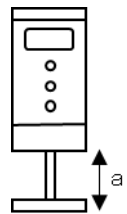
高さ・距離とは



8 表示制限物件(電柱や停留所標識を利用する広告物)

電柱や停留所標識は、広告物の表示方法が制限される物件であり、これらを利用する場合、次の規制がかかります。禁止地域内や許可区域内で電柱等に広告物を掲出しようとする場合は、この規制内容が許可基準となります。

(適用除外広告物<P19>を除く。)

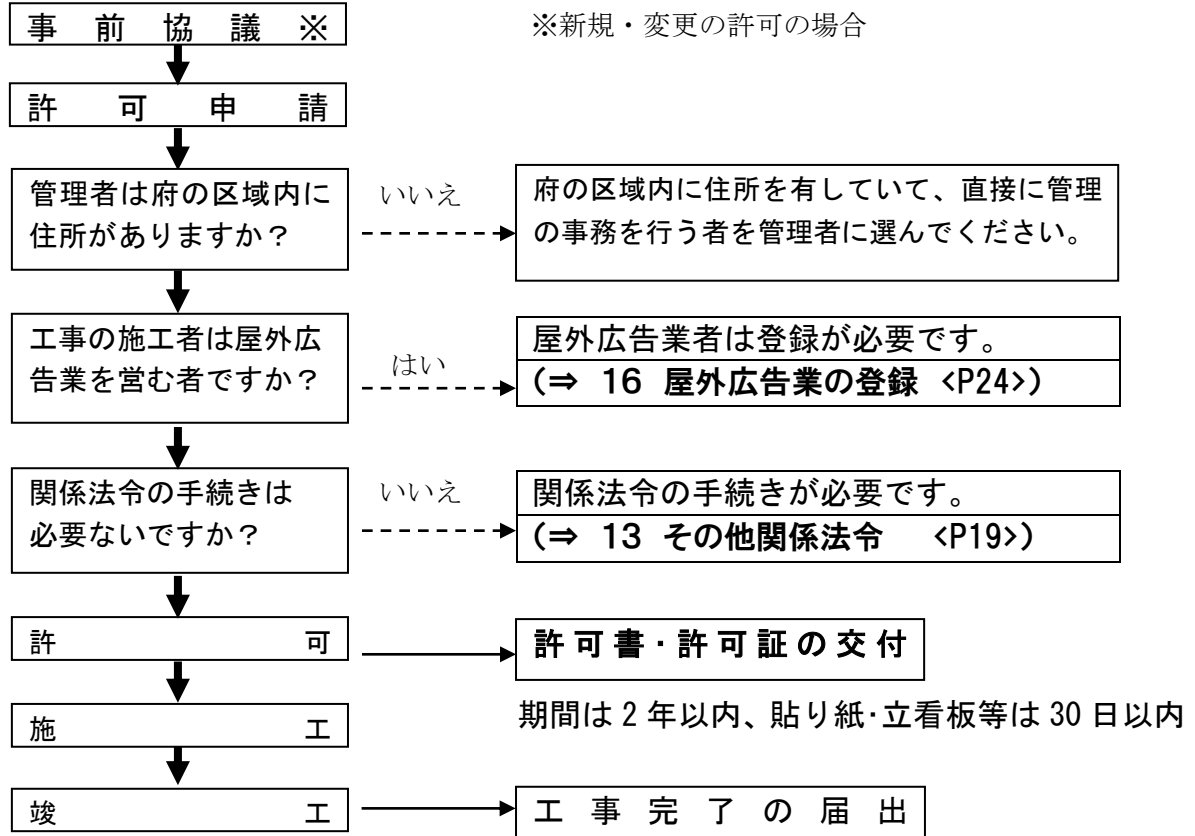
	電柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	<ul style="list-style-type: none"> 縦—1.2 m以内(a) 横—0.45m以内(b) 	<ul style="list-style-type: none"> 縦—1.5 m以内(a) 横—電柱の円周の範囲内(b) 	<ul style="list-style-type: none"> 縦—0.45 m以内(a) 横—0.45 m以内(b) 
掲出位置	<ul style="list-style-type: none"> 地上から最下端までの距離—4.5 m以上(a) (歩道上—3.0m以上) 電柱との間隔—0.15m以内(b) 	<ul style="list-style-type: none"> 地上から最下端までの距離—1.2 m以上(a) 	<ul style="list-style-type: none"> 地上から最下端までの距離—0.7 m以上(a) 
掲出数	電柱1本につき1個	電柱1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。ただし、道路標識の効用を妨げない場合はその限りでない。)	道路等の進行方向面に掲出しないこと。
色彩等	①地色は、電柱を利用する広告物等にあつては白色又は白以外の色で彩度が3以下のもの、停留所標識を利用する広告物等にあつては赤色、黄色その他これらに類する色以外の色 ②蛍光塗料以外の塗料 *①②とも看板の場合に限っての制限		

9 許可申請手続き

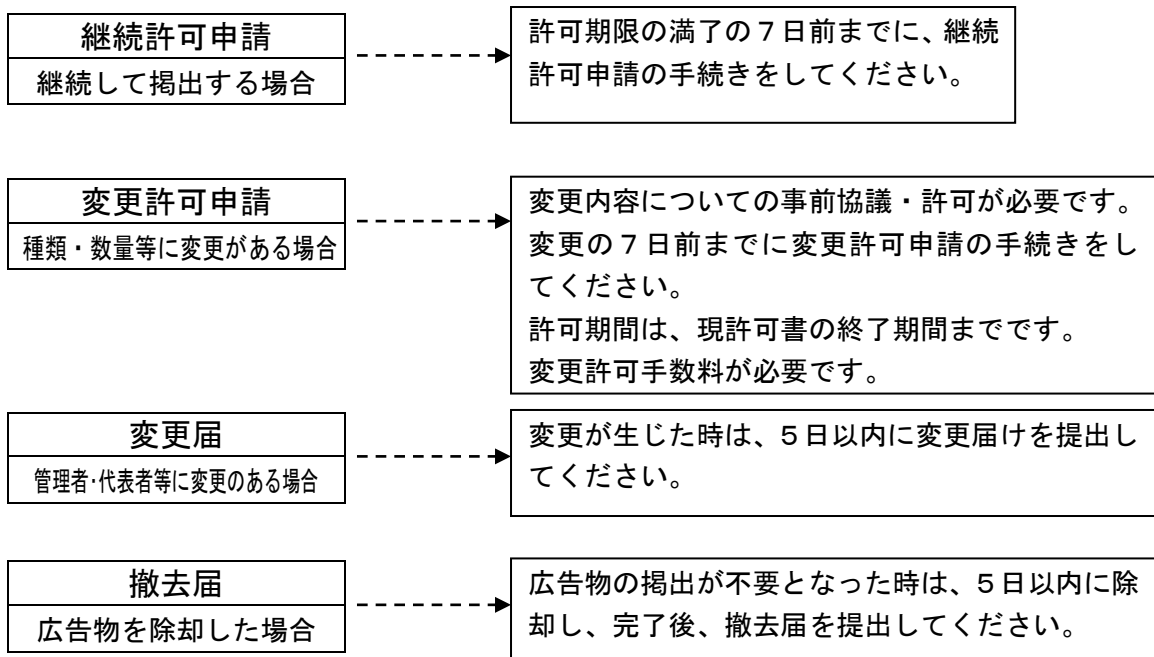
許可区域で屋外許可広告物を掲出するには、市長の許可が必要です。

- 自家用広告物で合計7㎡を超える広告物は、許可が必要です。

(自家用以外は大きさに関係なく、許可が必要です。)



※許可後も次の事にご注意ください。



10 事前協議書類

許可申請(新規・変更)の前に事前協議書を市の窓口に出しなればなりません。

種 別	添付書類	摘 要
屋外広告物 設置等事前 協議書	現況カラー写真	設置場所がすべてわかるもので、現況を撮影したもの
	付近見取図	主要道路等を明示したもの
	配置図	
	図面関係	
	平面図	建築物・広告物の両方を含んでいるもので、それぞれの位置関係がわかるもの
	立面図	建築物・広告物の両方を含んでいるもの
	意匠図	着色したもの
	その他の図面	必要に応じ市長が必要と認める図面
委任状	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合	

※協議書の部数は2部（正・副）提出のこと。

※屋外広告物設置等事前協議書は、寝屋川市のHPからダウンロードできます。

<http://www.city.neyagawa.osaka.jp/>

(寝屋川市 → 産業・事業者情報 → 建築・開発 → 屋外広告物)

11 許可申請書類

屋外広告物の許可申請書は、市の窓口へ提出しなければなりません。

種 別	添付書類	摘 要	
新規許可 申請書	現況カラー写真	設置場所がすべてわかるもので、現況を撮影したもの	
	付近見取図	主要道路等を明示したもの	
	配置図		
	図面関係		
	平面図	建築物・広告物の両方を含んでいるもので、それぞれの位置関係がわかるもの	
	立面図	建築物・広告物の両方を含んでいるもの	
	意匠図	着色したもの	
	構造図	建築物・広告物の両方を含んでいるもの	
	配線図	広告物自体に電気設備を使用する場合	
	その他の図面	必要に応じ市長が必要と認める図面	
	委任状	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合	
道路等占用許可書（写）	突出広告等で、道路等の上空を占用する場合		
承諾書	広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要		
その他の書類			
変更許可 申請書	現況カラー写真	変更となる広告表示面がすべてわかるもので、現況を撮影したもの	
	変更の内容がわかる書類	（新規許可申請添付書類参照）	
	委任状	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合	
継続許可 申請書	現況カラー写真	広告表示面がすべてわかるもので、現況を撮影したもの	
	自主点検結果報告書	高さが4mを超える広告物の場合必要 ※点検者については資格要件があります。	
	※点検者の資格証（写）	自主点検結果報告書が必要な場合のみ	
	委任状	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合	
	付近見取図	主要道路等を明示したもの	
	配置図		
	道路占用許可書（写）	突出広告等で、道路等の上空を占用する場合	
	承諾書	広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要	
	その他の書類		

※申請部数は2部（正・副）提出のこと。

※許可申請書様式は、寝屋川市のHPからダウンロードできます。

<http://www.city.neyagawa.osaka.jp/>

（寝屋川市 → 産業・事業者情報 → 建築・開発 → 屋外広告物）

12 許可申請手数料

屋外広告物の許可を受けるには、種類や面積に応じた許可申請手数料が必要です。

区 分		単 位	手数料の額
アドバルーン		1 個	650円
広告幕		1 枚	350円
立看板			200円
はり紙又ははり札		100 枚	250円
広告塔又は広告板 (広告塔、広告板、 建物その他の工作 物等に掲出され、又 は表示された広告 物を含む。)	2㎡未満のもの	1 件	450円
	2㎡以上5㎡以下のもの		1,000円
	5㎡を超えるもの		1,000円に5㎡を超える 面積が5㎡までごとに 1,000円を加算した額

※ はり紙又ははり札の枚数計算は、100枚に満たない端数を100枚とします。

※ 手数料について、市の窓口では現金又は普通為替、定額小為替で納めていただきます。

13 その他関係法令

屋外広告物を掲出するにあたっては、屋外広告物条例のほかに次のような関係法令の手続きが必要です。

事 項	必要な許可等の種類 (根拠法令)	お問い合わせ先
突出看板等を道路上空へ掲出する場合	道路占用許可 (道路法)	・国道事務所(主要国道) ・土木事務所(府道、一部国道) ・寝屋川市道路交通課(市道)
突出看板等を道路上空へ掲出する場合、道路上で工事または作業する場合	道路使用許可 (道路交通法)	寝屋川警察署
工作物自体の高さが4mを超える物件を設置する場合	工作物確認 (建築基準法)	・特定行政庁 (寝屋川市まちづくり指導課) ・指定確認検査機関
設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備を設置する場合	ネオン管灯設備設置の届出 (消防法)	寝屋川消防署
アドバルーンを掲出する場合	水素ガスを充てんする気球の設置届 (消防法)	寝屋川消防署
	許可又は届出 (航空法)	大阪航空局 ・大阪空港事務所 ・八尾空港事務所 ・関西空港事務所
寝屋川市総合設計制度を適用する建築物に広告物を設置する場合	総合設計許可 (建築基準法)	・特定行政庁 (寝屋川市まちづくり指導課)
景観条例等で広告物の規制がある場合	届出等	寝屋川市まちづくり指導課

14 規制を受けない広告物（適用除外）

社会生活を営む上で必要性の高い広告物は、各種の規制（禁止物件、禁止地域、許可区域、表示方法等の制限区域、表示方法等の制限物件）の適用が全部又は一部除外されます。（条例第9条、第12条）

広告物の種類	条 項 号	除外の内容	面積・大きさ	掲出位置	その他
(1) 他の法令の規定により表示・設置するもの	9条 1項 1号	許可不要			
(2) 道先案内図その他公共上やむを得ないので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示・設置するもの	9条 1項 3号	除外内容 ・禁止物件 ・禁止地域 ・許可区域 ・表示方法等の制限区域 ・表示方法等の制限物件			面積が40㎡を超えるものは、届出が必要
(3) 自家用広告物で、その表示面積が7㎡を超えないもの	9条 1項 4号				
(4) 冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	9条 1項 5号				
(5) 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のためその会場の敷地内に表示するもの	9条 1項 6号				
(6) 自己の管理する土地又は物件に当該土地又は物件の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件 〔危険に対する注意を促す看板など、自己の管理する土地・物件に管理上の必要に基づき表示するもの〕	9条 3項 1号		許可不要	7㎡以内	地上から最上端まで5m以内
(7) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物又は掲出物件 〔公共上必要な施設・物件に寄贈者名などを表示する広告物〕	9条 3項 2号	除外内容 ・禁止地域 ・許可区域 ・表示方法等の制限区域	・0.5㎡以内 ・表示方向から見て当該施設等の外郭線内を一平面とみなした場合の平面20分の1以内		
(8) (6)(7)以外の営利を目的としない広告物又は掲出物件 〔政治団体、自治会などの非営利団体が営利を目的としない行事や集会などを周知するために掲出する広告物〕	9条 3項 3号		(1)貼り紙、貼り札 縦 1.2m以内 横 0.8m以内 (2)立看板 縦 2.0m以内 (脚部を含む) 横 1.5m以内		明示事項 ・設置者又は管理者の氏名、名称及び連絡先 ・表示期間の始期終期
(9) 自家用広告物で、都市計画法第11条第1項第5号及び第6号に規定する施設を利用するもの又は当該施設内にあるもの 〔学校・図書館などの教育文化施設、病院・保育所などの医療施設や社会福祉施設に表示する自家用広告物〕	9条 4項 1号	許可必要 除外内容 ・禁止地域			7ページ参照 (重点制限区域)
(10) 電柱又は停留所標識を利用する広告物（※表示方法等の制限区域の適用は受けません）	9条 4項 2号				13ページ参照
(11) 道先案内図その他公衆の利便に供する広告物又は掲出物件 〔学校や病院など多数の人々が利用する施設への案内板や誘導広告物〕	9条 4項 3号	許可必要 除外内容 ・禁止地域 ・表示方法等の制限区域	5㎡以内	地上から最上端まで5m以内	掲出個数は2個まで
(12) 規則で定めるはり紙、はり札又は立看板であって、掲出期間が30日を超えないもの	12条 1項	許可不要 除外内容 ・許可区域	(1)貼り紙、貼り札 縦 1.2m以内 横 0.8m以内 (2)広告旗 縦 2.0m以内(脚部を含む) 横 0.5m以内	(3)立看板 縦 2.0m以内 (脚部を含む) 横 1.5m以内	明示事項 ・設置者又は管理者の氏名、名称及び連絡先 ・表示期間の始期終期 (30日以内)

自家用広告物とは…

- ・ 自己の事業または営業を表示し
- ・ 自己の事業所、営業所等に掲出されているもの

各事業所等における自家用広告物の表示内容は、次のようなものをいいます。

- ① 生産を行うことを目的とする事業所
 - ・ 当該事業所の名称
 - ・ 当該事業所で生産される製品名
- ② 営業、販売を行うことを目的とする事業所
 - ・ 当該営業所の名称
 - ・ 当該営業所の主たる販売品目
 - ・ 当該営業所の主たる販売活動の対象物
- ③ 事業の管理を行うことを目的とする事業所
 - ・ 当該事業所の名称
 - ・ 同一人又は同一法人の他の事業所で生産される製品のうち主たるもの
- ④ 娯楽、その他のサービスの提供を目的とする営業所
 - ・ 当該営業所の名称
 - ・ 当該サービスの内容
- ⑤ 倉庫、車庫、寮等の付随的な活動を行うことを目的とする施設
 - ・ 当該施設の名称

15 公共施設等への屋外広告物の掲出

■次に掲げる広告物等で関係行政機関で定める取扱方針に基づくものは、各種の規制（禁止物件、禁止地域、許可区域、表示方法等の制限区域）の適用が除外され、市長の許可を得たうえで公共施設等への掲出が可能となります。

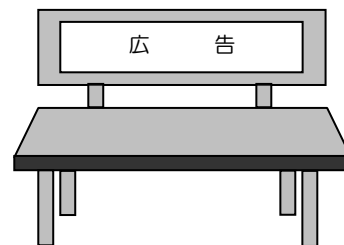
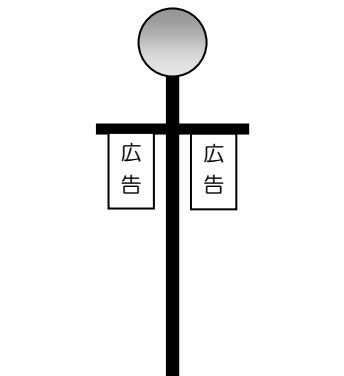
①以下の【活動主体】が行う【地域における公共的な取組み】に要する費用に充てるための広告物等

【活動主体】		
○自治会	○商店街振興組合	○特定非営利活動法人
○公共交通事業者	○公共団体	○その他地域の活動主体

【地域における公共的な取組み】	
○道路の清掃・美化活動	○街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理
○公共団体と地域住民等が一体となって開催する催物	
○道路環境の向上その他営利を主たる目的としない事業又は活動で、道路の通行者又は利用者の利便性の向上、地域の活性化、にぎわいの創出等に寄与するもの	
○防犯等地域における公共的な取組み	

②【寝屋川市又は大阪府】が、【その管理する道路の維持、修繕その他の管理】に要する費用に充てるため、【広告主との契約に基づき】掲出する広告物等

(禁止物件である) 街灯への広告掲出例	(禁止地域にある) ベンチへの広告掲出例
---------------------	----------------------



■留意事項

交通安全、道路環境、景観、まちづくり等の観点から関係行政機関が協議して定める取扱方針に基づく必要があります。

取扱方針に基づかないものは市長の許可を得ることができません。

■以下の点でその他の許可と異なりますのでご注意ください。

○許可申請時に次の書類の添付が必要です。

①に該当する広告物【地域における公共的な取組みの内容及び資金計画を記載した書類】

②に該当する広告物【広告料収入を道路の管理に要する費用等に充てることに広告主が賛同する旨を記載した書面】

○許可期間は【1年以内（催物についてはその催物の期間等）】です。

○広告物等の見やすい箇所に【①又は②に該当する広告物である旨】を明記しなければなりません。

○許可期間満了後に【事業報告書】の提出が必要です。

16 屋外広告業の登録

屋外広告業を営もうとする方は、大阪府知事の登録を受けなければなりません。

■登録の有効期間・手数料

登録の有効期間は5年間です。継続して営業する場合は、更新の登録が必要です。なお、登録手続きには登録手数料(大阪府証紙1万円)が必要です。

■登録が必要な場合

寝屋川市屋外広告物条例が適用される区域内に営業所を有しているか否かにかかわらず、業として広告物の表示又は掲出物件の設置の工事等を行おうとする場合は登録が必要です。

屋外広告業とは…

屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

したがって、広告代理業や単に広告物の印刷、製作等を行うだけでは、屋外広告業には当たりません。

■業務主任者の選任

登録を受けようとする方は、営業所ごとに以下のいずれかを満たす者を業務主任者として選任しなければなりません。

- ① 登録試験機関の行う試験に合格した者(屋外広告士を含む)
- ② 都道府県や政令指定都市、中核市が行う講習会の課程を修了した者
- ③ 広告美術仕上げに関する準則訓練修了者、職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者

■登録申請(届出)先

登録申請をする場合は、大阪府建築企画課までお問い合わせください。

また、政令指定都市(大阪市・堺市)や中核市(高槻市・東大阪市・枚方市)において屋外広告業を営もうとする方は、次の担当課までお問い合わせください。

自治体	担当課	所在地	連絡先
大阪府	建築企画課	大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎27階	06-6941-0351
大阪市	路政担当	大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎13階	06-6615-6687
堺市	都市計画課	堺市堺区南瓦町3番1号	072-228-8398
高槻市	都市政策室	高槻市桃園町2-1	072-674-7552
東大阪市	都市づくり課	東大阪市荒本1-1-1	06-4309-3213
枚方市	都市整備推進室	枚方市大垣内町2-1-20	072-841-1478

17 その他の注意事項

■管理義務

広告物の設置者や管理者は、公衆に対する危害の発生防止のため、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにしなければなりません。

なお、高さ 4m を超える広告物の継続許可申請の際には、「屋外広告物自主点検結果報告書」の提出が必要です。

■除却義務

許可期間、掲出期間が満了したときは、5日以内に広告物又はこれを掲出する物件を除却しなければなりません。

■違反広告物に対する措置

条例に違反した広告物については、その表示者や設置者、管理者に改修、移転、除却等の措置を命じることがあります。

また、これに応じないときは、違反者の氏名公表や強制的に除却することもあります。

■広告主の義務等

広告物の掲出を依頼した広告主にも、違反掲出を防止する義務があります。その義務に違反したときは、会社名等を公表することがあります。

■罰則

条例に違反した場合には、30万円または20万円以下の罰金などに処せられることがあります。

また、違反行為を行った行為者だけでなく、雇用主や掲出を指示した者に対しても罰則の規定が適用されます。

きれいな街をみんなの手で

道路などの公共施設には、はり紙や立看板などが条例に違反して掲出されていることがあります。

近年、行政からの委任を受けた市民ボランティアが、これらの違反広告物を迅速に撤去する制度が府内各地で広がってきています。

まちの良好な景観や安全性を確保するため、事業者や市民の方々のご理解とご協力をお願いいたします。

屋外広告物条例の罰則

規定概要	規定条項	罰則条項	罰則
・ 禁止地域において広告物等の表示、設置した者	第5条 第1項	第32条 第1号	30万円 以下の 罰金
・ 禁止物件において広告物等の表示、設置した者	第6条 第1項		
・ 許可区域において許可を受けずに広告物等の表示、設置をした者	第12条 第1項	第32条 第2号	
・ 継続許可を受けず期間満了後も広告物等を表示、設置をしている者	第14条 第1項		
・ 許可を受けず広告物等の内容変更（改造、移転を含む。）をした者	第13条 第1項	第32条 第3号	
・ 命令に違反した者	第21条 第1項	第32条 第4号	
・ 許可条件に違反した者	第12条 第5項	第33条 第1号	20万円 以下の 罰金
・ 許可を受けた者で変更届を出さない者	第13条 第3項	第33条 第2号	
・ 許可を受けた者で工事完了届を出さない者	第16条		
・ 虚偽の報告又は虚偽の答弁をした者	第30条 第1項	第33条 第3号	

※規制の適用を受けない広告物（適用除外）があることに注意してください。

18 窓口一覧

■ 許可申請の提出先

寝屋川市まちづくり指導課

■ 屋外広告業の登録（注）は、大阪府建築企画課で行っています。

（注）平成19年1月から登録制度になっています。

P24 「屋外広告業の登録」参照

■ 違法広告物の除却事務担当課

（貼り紙、貼り札、広告旗、立看板等の簡易広告物に限ります。）

寝屋川市道路交通課



発行／平成 27 年 4 月

寝屋川市まち政策部 まちづくり指導課

〒572-8555 大阪府寝屋川市本町 1 番 1 号 TEL 072-824-1181

寝屋川市ホームページ <http://www.city.neyagawa.osaka.jp/>